

山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号）第12条第1項、第2項、第14条第1項及び第16条第1項の規定により、漁業の許可又は認可を行う制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間、許可等の条件を次のように定める。

令和4年12月13日

山形県知事 吉村 美栄子

1 固定式刺し網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	水産動物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
かれい刺し網漁業	かれい	刺し網	操業区域（別記の操業区域をいう。）	3月1日から6月30日まで	定めなし（ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること）	5トン未満	1隻	1 山形県内に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年12月13日から令和5年1月13日まで

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和5年3月1日から令和7年2月末日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

(ア) 使用できる漁具は、1張り20反以内とし、2張りまでとする。

(イ) 使用できる網地は1枚網とし、目合8.2センチメートル以下のものを使用してはならない。

(ウ) 漁具の両端のボンデンには、水面上1.5メートル以上の高さに船名を明記した標旗を掲げなければならない。

この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

別記 操業区域

最大高潮時海岸線から6,000メートル以内の山形県沖合海面とする。

ただし次の(1)及び(2)の海域を除く。

(1) 下記ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線分により囲まれた海域
(世界測地系表記)

ア 北緯38度57.832分、東経139度45.467分

イ 北緯38度58.512分、東経139度46.497分

ウ 北緯39度00.601分、東経139度47.297分

エ 北緯39度00.691分、東経139度46.767分

(2) 下記AからIの各点を順次に結んだ線分と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

A 共同漁業権漁場 基点第1号 山形県と秋田県の境に設置した漁場基点

B Aから291度30分4,000メートルの点

C 共同漁業権漁場 基点第3号から294度43分4,000メートルの点

D 共同漁業権漁場 基点第4号から295度45分4,000メートルの点

E Fから268度47分58秒1,520メートルの点

F Gから5度47分58秒1,000メートルの点

G Hから275度47分58秒2,430メートルの点

H Iから227度23分31秒490.5メートルの点

I 共同漁業権 基点第5号 山形県と新潟県の境に設置した漁場基点